

議案第70号

日野町江府町日南町衛生施設組合規約の変更に関する協議について

次のとおり日野町江府町日南町衛生施設組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町江府町日南町衛生施設組合規約の一部を改正する規約

日野町江府町日南町衛生施設組合規約(昭和46年10月20日許可)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、鳥取県日野郡江府町大字江尾 <u>1717</u> 番地 1、江府町役場内に置く。	(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、鳥取県日野郡江府町大字江尾 <u>475</u> 番地、江府町役場内に置く。

附 則

この規約は、令和3年1月12日から施行する。

組合規約を変更する理由書

日野町江府町日南町衛生施設組合の事務所は江府町役場内と定めているが、令和 3 年 1 月 12 日江府町役場が移転するのに際し事務所の位置を変更したく規約の一部を改正するものである。